

令和 8 年 9 月 8 日

指定障害福祉サービス事業所 }
指定障害者支援施設 } 各位
指定障害児通所支援事業所 }

調布市福祉健康部
障害福祉課長 田中 郁子
(公印省略)

契約内容報告書の提出省略について

平素より調布市の障害者施策に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、調布市における取扱いを下記のとおり定めましたのでお知らせします。

なお、各事業所におけるシステム又は事務処理等の都合上、当市分のみ提出しないとの取扱いが困難である場合には、従来どおり提出いただいて差し支えありません。

記

1 「契約内容報告書」の提出省略可否

- (1) 調布市への提出が必要
契約の終了に関するもの
- (2) 調布市への提出が不要（省略可能）
上記以外のもの（新規契約、契約の変更）

2 適用開始時期

本通知の発出日以降

3 その他

- (1) 各事業所における契約内容の記録及び障害福祉サービス等受給者証への事業者記入欄への契約内容の記載は引き続き必要です。
- (2) 本取扱いは、調布市が支給決定を行った利用者を対象とするものです。他区市町村から支給決定を受けた利用者には適用されるものではありませんので御注意ください。

4 担当・問合せ先

調布市 福祉健康部 障害福祉課 サービス支援係

(tel) 042-481-7135 (fax) 042-481-4288 (mail) syougai@city.chofu.lg.jp